

介護施設の事故防止対策 具体例で学ぶ成功のポイント

第86回

認知症者の鉄道事故裁判②

山田滋代表

安全な介護実践研究センター



プロフィール

早稲田大学法学部卒業
と同時期に現あおいニッ
セイ同和損害保険株式会
社入社。2000年4月より
介護・福祉施設の経営企
画・リスクマネジメント
企画立案に携わる。2006
年7月より現株式会社イ
ンターリスク総研、2013
年4月よりあおいニッ
セイ同和損保、同年5月
退社。老人福祉施設や訪
問介護事業者と一緒に取
組む、現場で積み上げ
た実践に基づくリスクマ
ネジメントの方法論は、
「わかりやすく実践的」
と好評。

認知症患者の家族に賠償責任はあるか

介護・福祉

「施設利用せず」が
監督義務違反か
「ここがポイント2」
別居の子供の行為を
監督する義務を課せらるか？

親権者行使する者であり、
精神障害者については保護
者(精神保健及び精神障害
者福祉に関する法律第20
条)と規定されています。
簡単に言えば、4歳の子
供が近所の子供とケンカを
してケガをさせた場合、4
歳の子供には責任能力があ
りませんから加害者である
子供は賠償責任を負わない
代わりに、親権者である両
親が法定監督義務者として
賠償責任を負うというもの
です。しかし、親族間で責
任無能力者の法定監督義務
を規定しているのは、前述
820条の親権者の未成年
者の行為に対する責任だけ
なのです。親族間の扶養の
義務を定めた民法877条
であっても、経済的援助
を定めているのみです。で
は、今回の事故で別居の長
男を法定監督義務者と認め
ることは妥当なのでしょうか。
「施設利用せず」が
監督義務違反か
裁判官は、「施設に入所
させれば良い」「ホームへ
ルパーを導入すれば良い」
と簡単に判断していきま
す。この限りでない」とい
うのが、身体に障害のない認
知症のみの利用者の施設入
所義務を履行しても損害を防

「ここがポイント1」
法定監督義務者の責
任とは？

民法では未成年者や精神
病者などで責任能力の無い
者が他人に損害を与えた場
合、本人は賠償責任を負わ
ない旨を規定しており(民
法714条)。

「ここがポイント3」
民法714条但し書
見守りの強化で
事故は防げるか

民法714条(法
定監督義務者の責任)には、
次のような但し書きがあり
ます。すなわち、「ただし、
監督義務者がその義務を怠
らなかつたとき、又はその
義務を怠らなくても損害が
生ずべきであったときは、
この限りでない」というも
のがあります。つまり、「監督
義務を履行しても損害を防

未成年者の場合
親に責任あり

法712条・713条)、
また、この場合において
その責任無能力者を監督
する法定の義務を負う者
は、その責任無能力者が第
三者に加えた損害を賠償す
る責任を負う。ただし、監
督義務者とは、未成年者に
監督義務者がその義務を怠
らなかつたとき、又はその
義務を怠らなくても損害が
生ずべきであったときは、こ
れ(児童福祉法第47条)お
ける限りでない(民法714
条)。

前回お話しした通り、在宅の認知症の利用者が鉄道事故で亡くなったこと
で発生した鉄道会社の遅延損害について、名古屋地裁は、妻に不法行為責任
を、長男に監督義務違反の責任を認める判決を下しました。前回は妻の不法
行為責任について検証しましたが、今回は「別居の長男に実質的監督義務を
認めた上で、介護サービスを利用しなかったことを監督義務違反(民法7
14条)とした」ことについて検証します。検証のポイントは「別居の長男
が監督義務者となり得るのか」と「監督義務者として義務違反があったか」
という2点です。

九州・沖縄で
100拠点を狙う
訪問介護・居宅介護支
援のアスバル(福岡市)

アスバル 訪介

給食会社と資本提携

人材確保し開設加速へ



アスバル 後藤大祐取締役

は昨年末、病院や施設向け。今後はアスバルが
けの給食サービスを九 抱える在宅利用者に向け
州、関東、大阪で展開す て食材やレシピ、配食サ
るホームラン・システム サービスなどを提供できる
ズ(福岡市)と資本提携 ようになる。

アスバルは2012年 8月の設立で現在、訪介
員や地元病院理事長ら ント展開を基本戦略とす 進していく。
が名を連ねる。運営を統 括する後藤大祐取締役 業本部長は元コムスン 後藤氏は「2020年 既存の拠点では地域包 括ケアのICT化を見据 4月の消費税増税後は 福岡市内の拠点職員の給 与を1万円増額させるこ とを予定している。早々 に手を打つことで職員の 定着率を高めていく。

ふくしごと3000 就職・転職相談会

後援:社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
前回来場実績300名超!

同時開催
「介護の未来を変えるアイデアコンテスト」

3月2日(日) 11:00~16:00
藤沢産業センター6F

限定20社
相談ブース出展者募集中!

お問い合わせ 0120-961-190

主催:ふくしごと3000運営法人 運営:株式会社アメイジュ
(介護の資格の学校「湘南国際アカデミー」運営法人、ふくしごと3000運営法人)

入場無料
前回の様子をwebでチェック
ふくしごと3000Q

ふくしごとの仕事がおもしろくなってきました。
介護職は、生活をデザインする専門職です。
人や地域を幸せにする仕事に出会ってください。

フィンランド発! コルピネン社製

これが、高齢者住宅の「洗面台のかたち」
—これからは、居室の洗面台も手すり付に—

安全性&おしゃれなデザイン
手すり付洗面カウンター

コルピネンガイウスシニア

居室 洗面室
手すりの耐荷重200kg
(安心の耐久性)

多目的ホール
居室
脱衣室

ガイウスシニア1200
ガイウスシニア900
ガイウスシニア600

北欧の先進テクノロジーとデザインが、高齢者の自立した生活をサポートします。

株式会社 ジェー・シー・アイ
〒981-3494 宮城県黒川郡大和町松坂平2-5-2
http://www.jci-1000nen.co.jp

お問い合わせ先/営業本部(担当:三谷)
TEL.022-344-3222
E-mail:jci@jci-1000nen.co.jp